

以下は平成 29 年 9 月 5 日に発せられましたフッ化物洗口事業に対する鹿児島県歯科医師会の考え方です。

行政が実施するフッ化物洗口事業に対する本会の基本的な考え方

- ① フッ化物洗口事業は厚労省のガイドラインに則って、あくまでも行政主導の事業として行われており、鹿児島県歯科医師会は専門的立場でバックアップするというスタンスです。
- ② 学校歯科医は、行政の為政者としての校長の指示の下、活動しなければならない専門的知識を持った臨時職員という立場にあります。したがって、学校長の求めに応じて、学術的な立場から指導助言を行わなくてはなりません。また、行政の求めがあれば、説明会などの学術的なサポートをしなければならない立場にあるということです。
- ③ フッ化物の効果に関するエビデンスはすでに多数の論文等で確立済みであります。さらに日本歯科医学会に所属するどの学会もフッ化物の効果に対する異論を学会として取りまとめていないこと、むしろこれまでもまた今現在もフッ化物の効果についてはエビデンスを積み上げ続けています。
- ④ フッ化物洗口の効果については、新潟県、佐賀県の実績をみても異論の余地はないと考えます。
- ⑤ フッ化物洗口に使用するフッ素濃度は 1000ppm 以下であり、その濃度はすでに市販の歯磨剤と同等かそれ以下であり、現時点で市販の歯磨剤に対する健康被害を訴える全国的動きはありません。
- ⑥ 今回の事業はフッ化物を使用したくないお子さんの権利はしっかり守られています。決して強制参加ということではありません。むしろ実施しないことでフッ化物洗口によってお口と歯の健康を守りたいと希望する方々の権利を損なう可能性があると思われる。

以上により、鹿児島県歯科医師会はフッ化物洗口事業に対して行政からの要請があれば、当該市郡歯科医師会と協力して推進すべきと考えます。

当文書は鹿児島県歯科医師会から会員様向けに発せられました文書です。原文と相違があった場合の責は中村満雄にあります。